

## 第2回教育振興ビジョン検討第1部会議事録

日 時 平成21年9月17日(木) 13:30~16:00

場 所 三重県合同ビル 4階 第1会議室

出席者 (委員) 上島 和久、多喜 紀雄、西田 寿美、脇田 三保子、辻 貢、  
濱口 曜嗣、脇田 愉司  
(専門委員) 南出 正博(三重県立聾学校長)  
(事務局) 山口副教育長、松坂学校教育分野総括室長  
山本人材政策室主査、丹羽教育改革室副室長、宮路高校教育副室長  
大津学校施設室長、浅生特別支援教育室長、西口特別支援学校整備特命監  
福永教育ビジョン策定特命監、東特別支援教育室副室長、  
矢田、伊達、北原、安田

計22名

内 容

(部会長)

皆さんこんにちは。三重県教育改革推進会議 第2回教育振興ビジョン検討第1部会を、ただ今から開催致します。開会に先立ちまして、山口副教育長にごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(山口副教育長)

本日はご多用の中、本部会に出席賜り、本当にありがとうございます。ハードなスケジュールの中でこの部会を動かしていただいていることにつきましては、前回の会議でも「喫緊の課題がある」ということをお願いしておりますので、なにとぞご容赦いただきたいと思います。

第1回会議でお配りした資料ですが、平成20年2月21日に、国の調査研究協力者会議で「特別支援教育の更なる充実に向けて」として、基本的な考え方を審議の中間とりまとめとして提言しています。そういう国の考え方等も取り入れながら、本日は就学指導のあり方、あるいは個別の教育支援計画について、内容の審議をお願いしたいと考えています。委員のみなさま方にはそれぞれの分野から忌憚のないご意見を賜れば、と思っております。なにとぞよろしくお願い致します。

(部会長)

それではさっそく事項書に従って審議を進めていきたいと思えます。

まずは報告事項の1、「第1回教育振興ビジョン検討第1部会における意見抜粋」について、事務局から報告をお願い致します。

(事務局)

それでは資料の1をご覧くださいませでしょうか。第一回教育振興ビジョン検討第1部会における委員のみなさま方のご意見を、項目別に整理させていただきます。ここに列挙させていただきました。

まず「松阪、南勢志摩地域の特別支援学校整備」について議論をいただきました。生徒の急増に伴うハードの整備を喫緊の課題としている、ということのご認識を得たご意見をいただきました。また障がい保健福祉圏域や通学にかかる子どもたちの条件整備についても考慮すること、というご意見をいただきました。

「特別支援教育のあり方」については、多方面からのご意見をいただきました。全体としては「小中学校の特別支援学級は非常に重要な存在で、しかもその在籍する児童生徒数も急激に増加している状況にある」というご意見をいただきました。それらの実態を踏まえまして、特に小中学校の特別支援教育のあり方としては、担任を決める際には特別支援学級を最優先すべき、日々の実践の中でも十分な力を培えるようにというご意見や、これからの方向性として、通級指導教室の増設や特別支援教室の創設に関わるようなことも検討が必要ではないかというようなご意見もいただきました。

特別支援学校のあり方については、社会性の育成とコミュニケーション能力の向上を図る必要がある、充実した将来の生活を送るために、力をつけていくことが必要だというご意見をいただきました。またセンター的機能の充実、交流及び共同学習、子どもたちの将来の社会性の育成のため、地域とのつながりが重要であるというご意見をいただきました。また就労支援については、将来の

生活に必要な力、あるいはまた生きる力というところの中身、またそれを支えていくための学校教育はいかにあるべきかという視点でのご意見をいただきました。特に受け入れ側である企業の立場からのご意見や、就労に対する力の育成といった観点からのご意見を集中していただきました。

専門性につきましては、多様な実態の子どもたちへの対応が必要なことから、それぞれの教員資質の向上を図る必要がある。特に特別支援学級や特別支援学校の担当となる先生方については、そうした様々な能力が必要とされるのではないかと。またコーディネータについても、地域や福祉、医療、就労に関わる様々な機関との連携が必要なことから、そうした専門知識が必要であるというご意見をいただきました。

喫緊の課題である特別支援学校の整備については、通学条件の整備と、小中学校の特別支援教育との兼ね合いという、両方を合わせた議論が必要ではないか、というご意見をいただきました。

関係機関との連携については、就学について、子どもたちが希望する、あるいは関係する機関との連携を十分図っていく必要があるのではないかとご意見をいただきました。

なお、前回私学との兼ね合いのご質問をいただきましたが、資料2をご覧いただけますでしょうか。本県の特別支援学校の児童生徒数の推移として、私立聖母の家学園と、国立三重大学附属特別支援学校の推移をお知らせするという宿題として承っております。平成14年から今年度までをたどりまして、それぞれの学校とも定員をとっております関係で、大きな変化はございません。従いまして、今回この議論の中では、県立の特別支援学校を中心に議論いただければと考える次第です。資料1、2につきましては以上です。

(部会長)

ただ今報告がございましたが、何かご質問とかご意見はございませんでしょうか。

それでは次に審議事項に入りますけれども、事務局の方から説明がございますので、よろしくお願いたします。

(事務局)

お手元の審議の事項書をご覧いただきたいと思っております。第1回の議論を踏まえて、特別支援教育全体にかかわるご意見を最初に頂戴したいと考えて、以下のような審議の流れとさせていただきたいと思っております。まず一つめは小中学校における特別支援教育のあり方について、これまでの審議の中身と継続を考えて、ア「就学のあり方と個別の教育支援計画について」、イ「教員の専門性の向上について」という2つを中心に、ご意見を頂戴できればと考えています。

まず資料3をご覧いただき、就学に関する手続の流れをご説明させていただきます。今、障がいのある子どもたちの就学先の決定については、市町の教育委員会の中で決めていただいております。資料上段の「現在の手続」にありますように、学齢に達したお子さんについては、学齢簿の作成や就学前の健診等を経て、市町の就学指導委員会、専門の先生方からのご意見を頂戴し、また保護者の方々やご本人から意向を聞かせていただき、相談を重ねる中でそれぞれの学校への就学をお決めていただきます。期間については、12月までの段階で決めていただいているのが通例です。障がいのあるお子さま方については、障がいの程度によって特別支援学校、市町の小中学校の特別支援学級、あるいは通級による指導を受けていただくということで、就学を決定していただいております。こうした流れの中で、子どもたちの実態や保護者の方の意向、それぞれの学校の条件整備などは一様ではありません。そこで今後は、国の方でも提言がありましたが、個別の教育支援計画という、一人ひとりの教育の目標を定め、これからの行く末の中での様々な教育内容を示し、保護者の方と共に確認をして進めていくという教育プログラムを、早くから作成、統一をして、その中で学校種を決めていただくことが、大切ではないかと考えています。資料5の2ページ目に、「就学指導については、このような教育支援の一環であり、単に就学先を決定するだけではなく、長期的な展望に立った指導や支援の方針を含めたものにとらえ、その改善・充実を図る必要があると考える」とあるように、国でも提言が示され、今後はこうした個別のニーズに応じた教育を進めるための手だてを整える必要があるのではないかと考えています。

5ページの資料4をご覧いただき、特別支援学校就学の障がいの程度のある子どもさんについて、現在の状況を申し上げます。昨年から今年にかけて就学の調査や相談をいただいた方の総数は642名となっております。その中で就学基準該当者とあるのは、特別支援学校に就学していただく障がいの程度の方の数字で、90名でした。そのうち認定就学者とあるのは、指導やあるいは施設整備を行っていただくことで対応が可能ということで、市町の小中学校に就学していただいた方の数で、90名のうち32名でした。また、特別支援学校に学校指定となりました方は58名でした。また11ページ、資料8をご覧いただけますでしょうか。ここには障がいのある子どもさんの数に占

める特別支援学級、特別支援学校の割合を示させていただきました。全国では、特別支援学級に就学・在籍をしていただきます数は67.9%、また特別支援学校における割合は32.1%で、およそ7対3という割合です。一方本県の場合は特別支援学級が約8、特別支援学校が約2、パーセンテージで申しますと、特別支援学級が78.2%、特別支援学校は21.8%という数字になっています。本県は地域の学校に就学、在籍をしていただく比率が、義務教育の段階では非常に多いということ、特徴としてうかがい知ることができます。こうした実態については、資料9に、それぞれの学校種別に応じて、在籍状況や割合、全国との比較を詳しく示しています。

現在の状況と今後の就学について非常に重要とされることについてご説明しました。子どもたちのこれからの学校教育に関する入り口のところについて、ご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

( 部会長 )

ただ今ご説明がありましたように、事項書に従って、ア「就学のあり方と個別の教育支援計画について」の方からまいりたいと思います。この問題は、広い分野に関わる事項があるかと思いますが、忌憚のないご意見をお伺いできたらと思っています。どうぞご発言をお願いします。

( 委 員 )

今資料3で説明していただいた個別の教育支援計画について、就学指導委員会の総合的判断ということで、保護者の意向とかも聞き取るということだったんですが、本人の意向はどうなんでしょう。福祉関係ですと最近ケアプランとか、声も出ない人も含めて必ず本人を入れての自己決定という流れなんですか、そのへんのところはどのなんですか。

( 事務局 )

市町での教育の相談については、ここにお示した通り、ご本人を入れて相談をかけていただいている状況です。また高等部の受検に際しては、教育相談を必ず受けていただくということを要綱に明記しています。受検の前に希望される特別支援学校の方に出向いていただき、そこで話を伺います。また受検の当日には面接をさせていただき、そこで本人の気持ち、あるいはまた受検を志していただいている気持ちを確かめさせていただいています。

( 委 員 )

そうしますと、例えば本人の意向と就学指導委員会のご意見が、ある意味対立というか、同じ方向を向かないといったケースはあるのでしょうか。

( 事務局 )

伺っている中で様々なケースがありますが、最終的に合意に達しないものについては、学校の指定はできません。これまで話し合いをしていただく中では、そういった困難なケースは伺っていません。高等部の受検に際しては、あらかじめ志願いただく関係から、これまでそういった中身のトラブルはありません。

( 部会長 )

障がいのある児童生徒の就学先決定の資料について、「改正イメージ」では、就学指導委員会において、障がいの状態、障がいの状態に基づく教育的ニーズ、保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況、その他の事情、などから総合的判断していくシステムになっています。これは、専門家の方々が一同に集まって合議の上で判断されるということでしょうか。

( 事務局 )

資料4をご覧くださいませでしょうか。現在の就学指導委員会、合議を重ねていただくところや、相談をかけていただくところの組織の様子ですが、これは様々です。その名称や委員さんの数、それぞれ各市町によって違いますが、実際に合議の制度を取っているところ、書面での確認をとっていただいているところ、様々です。今後はやはり、専門的な意見を合していく意味から、合議の制度が確立されていくことが望ましい姿であろうと思いますし、また個別の教育支援計画をさらに早期から連結の方法を充実していくことが肝要ではないかと考えています。

( 委 員 )

資料3の4ページの、現在の手続と改正のイメージを示してもらってあるところですが、特に市町村教育委員会の部分について、この改正はどのようところで検討されたのか。あるいはまた市町村から「今までやっているがどうもすっきりしないから変えてもらいたい」というような要望を受けた上でされているのか。またこの改正はいつ頃から関係者に周知して、実施したいのか。

( 事務局 )

ただ今のところ就学指導委員会については、この表にございますように29市町、全てに設置し

ていただいております。ただ入っていただく専門委員、あるいは参画いただく専門家の医師、それぞれの地域ごとに違う実情があり、それらの地域からは、「できたら合議制がとれるような、全体の計画が練られていくようなことが必要ではないか。」「特に幼稚園や保育園、これまで在宅でみえた方の情報の一元化が必要ではないか。」ということをご要望いただくこともあり、このようなことをお示した次第です。またこれは決まったことではありません。今後のお話の中で、これを十分にご検討いただくということで、資料としてお示した次第です。

21年2月12日に調査研究協力者会議が中間とりまとめをしていますが、そこに書いてあるのが手元の資料のような形になっているということです。調査研究協力者会議は22年3月31日までとなっていますので、そのころに最終のとりまとめがなされていくだろうと、それを受けて、こういうふうに変更がなされていくだろうと考えています。

(副教育長)

国の協力者会議のとりまとめであって、県教育委員会が独自に考えたのではないということです。市町教育委員会からそういう要望もありますが、本体は国の調査研究協力者会議をベースにしています。

(委員)

実際問題、各市町の就学指導等の委員会は、以前とかなり変わってきている。発達障がいを含め、どこでどういう形でこの委員会にあがってくるかという基準が、かなり市町でバラバラになっていると思う。単なる特別支援学校なり、学級なりに行く子を中心としてやっていくものなのか。あるいは発達障がいを含めるとして、通常の学級も視野に入れてやるとしたら、どういふ手当が必要なのか。それを意図した捉え方が、昨今の中で大変必要になってきていると思っている。市の資料を見ても、2年前と比べてかなり変わってきている部分もあり、就学指導委員会そのもののあり方をきちんと整理をして、やっていかななくてはいけないと思います。その中で保護者の意見は当然あるわけですが、どの程度それを受け止めているか。保護者もそういうことをきちんと正確に認識した上でやっているか。その声がどれだけ就学指導委員会に反映されているのか。こういうことについても、道筋を分かるように説明していかないと、これから先の小学校、中学校、あるいは高等部等々の部分がどうなっていくのか不安が大変大きいので、この委員会がどういふ働きをしていくのかということを示すべきではないかと思っています。

(副教育長)

市町の教育委員会で、幼稚園や保育所を持ってみえると、個別の支援計画は実際作られているんでしょうか。就学指導委員会に上げてくるまでに、個別の支援計画はお持ちなんですか。

(委員)

名張市の場合、一昨年からは個別の支援計画に基づく「個別乳幼児支援システム」というものを作っています。しかし、29市町の中ではまだまだできていないところがあるんじゃないかと思っています。また県も資料を出していただいておりますが、それが実際機能しているか、役立っているかということ、なかなか難しいところがあります。うちも「個別乳幼児支援システム」を立ち上げるのに、特に保育所の現場と教育の現場の部分がなかなかうまくいかないところがあり、時間がかかりました。教育分野が保育の中に入っていった、「なぜこういうことが必要なのか」、「こういう形で活用していく」ということをきちっと伝えていく取組をやっていかないと、なかなか理解してもらえない。単なる預かりだけで、保育の部分が見えていない。また延長保育なりをやっていく中で、一人の人が、あるいは一つの園が一貫してということがなかなかできていない、バラバラにやっている状態です。それをまとめていくというのは大変難しいわけですが、そのためには、この支援システムなり個別の支援計画がなされていないと、生きてこないということです。しかし作成する作業が、言われていても、なかなか進んでいないと思います。そこら辺をどうやってするか、今後県として、あるいは市町として、教育だけでなく福祉・医療を含め一体となってやっていかないと、うまく機能を果たしていけないかと思っています。ずいぶん改善されているかと思いますが、まだまだ現場で差があるのではないかと思っています。

(委員)

うちの小学校も幼稚園からは昨年度から、保育園からは本年度からいただきましたが、やはりこの教育支援計画は、専門機関やら福祉・医療いろんなところで作るから「策定」という言葉を使うんだというような説明が、以前県の手引きにあったかと思いますが、どうも見させてもらっていると幼稚園独自で作って、それを就学指導委員会にちゃんと示した上でできているのかどうか、分かりませんが、見る限り幼稚園・保育園が単独で作ったような感じの中身です。もともとはいろんな関

係者が作り上げた支援計画を学校にいただき、そして学校へ入ったからそれで終わりじゃなくて、「途切れのない支援」と言っているんですから、その後も関係者が寄ったケース会議とかを開くことができれば一番良いと思うんです。しかし現実には幼稚園・保育園へ私たちが見学に行かせてもらう、そして子どもの様子を見てくる、そして2月ごろの受け入れ前に、担任の先生や園長先生に来てもらって、子どもの話を聞かせてもらう。うちの場合は職員全員が研修会という形で聞かせてもらうという形を取り、今年は個々で対応していますが、もっと大きなケース会議ができればいいなと思っています。

(部会長)

障がいのある子どもに乳幼児期から途切れのない一貫した支援をしていくことは子どもの発達にとって大変重要で、良いことだと思います。医療側からは、障がいのある子どもの早期発見のために1歳までの乳児健診、1歳半、3歳児の幼児健診、幼稚園や保育園では園医健診、最近では軽度発達障がい児の早期発見を目指した5歳児健診が行われるようになってきました。このような乳幼児期からの一貫した支援システムができると、障がいのある子どもにとって有益であるとともに、支援教育をする者にとっても、子どもたちの乳幼児期からの発達経過について洞察することができるので、支援への意欲が一層高まると思います。また、健診医、園医や校医も検診結果が重要な資料として反映されていくので、一層意欲を持って健診に取り組めるとと思います。障がいのある子どもの乳幼児期からの一貫した教育支援体制が、できるだけ早く構築されていくことを望みたい。

(委員)

資料3のところですけど、話を聞いていると、このペーパー自体は調査研究協力者会議が作ったもの、そのままですか。

(副教育長)

そのままです。今日お示した冊子の39ページです。2月12日という、前回お示した資料の39ページと変わっていません。それをそのままコピーしたものです。

(委員)

現在の手続の中で、就学指導委員会が点線になっているのは、必置義務がないからかと勝手に解釈しているんですが、改正イメージの中では実線で結ばれていて、これは必置義務を持たせるようなイメージを持っているのかな、と思っています。そんな風に見えてしまうんですが、いかがなものかと思います。

それから認定就学者がいて、小学校に行きますよね。そこで小学校の一番右に行くと学級と通級と括られてありますが、通常の学級という選択肢は、今制度的にはあるのかないのかということも、もう一度確認をしたいと思います。

それから民主党中心の政権になって、その民主党の政策を見ると「地域の学校の就学を基本とする」というようなことが示されていて、その辺で先ほど「今年度末に下のイメージになるんだ」と言い切っていると思うんですが、そんなようなことをおっしゃいましたけれども、そこを踏まえて文科省が今も言っているのかどうか教えてください。

(事務局)

まず就学指導委員会のところは、点線がついていますが、これには様々な形態があることについて、先ほど申し上げたとおりです。「専門家の意見を聞く」という法令文書がありますので、そこを具現化した一つの形であるというようにお示した次第です。合議の体制をとった方がいろんな情報を一元化できるというご意見もございますので、これまでのところは委員会形式をとっていただいているということです。

2つ目は小学校への入学の手続きですが、これは当然相談をかけていただいた方は、様々な方がみえるので、通常の学級となる場合もあります。この表の中ではあくまでも障がいのある子どもさんが在籍・通学している、最終的な学校形態として3つ書いてありますが、通級指導教室は現に普通学級の在籍ですので、そういったことも含めて、そういう可能性もあるということです。

3つ目の政権交代以後の動きですが、これはまだ昨日政権発足したばかりで、詳しい中身のところはまだ存じ上げていない状態です。今後もマニフェストの関係や法令整備等を、十分見極めて、対応を進めさせていただきたいと考えています。

(松坂総括)

就学指導委員会については、特にまだ必置になっていません。

(委員)

乳幼児支援システムというのが名張市にあるという話ですが、そこに該当するのは、何歳という

かどの段階で該当者というのが分かるんですか。例えば1歳半健診の時とか、そういうものがあるんでしょうか。

(委員)

その都度ですね。1歳半健診、また3歳児健診含めて、分かり次第です。最初どうするかということについては、保健センターあるいは福祉の担当の方で、「この子はどうか」ということをみていく中で、該当する子については全て、行政のシステムとしては挙げていくことにしています。それを現場として、たとえば保育所へ入所した際に、「この子はこういう時どうやったか」を見ていく中では、専門機関の話も聞かせていただきながら積み上げていくというシステムです。とにかく名張市としては、つながりを大事にしていこうという形で、今取り組んでいるところです。「途切れのない支援」がないと、個々それぞれのところがその思いでやっていることが多いので、一貫したものをやっていかなければいかんということで、分かり次第ということにしています。大変時間がかかったわけですが、特に保健福祉の分野と教育の分野が一堂に会する中で、同じ思いでやっていこうということに全力を注いで、やっと機能を果たしたと、こんな感覚です。

(部会長)

他にいかがでしょうか。ございませんですか。

今まで活発なご議論をありがとうございました。いろんな関係機関が協力して子どもの将来を見据えて、また保護者に参加していただいて、就学と個別の支援計画を考えるということでした。

時間も差し迫っておりますので、次の議題にいかせていただいてよろしいでしょうか。次は「イ教員の専門性の向上について」というテーマにいかせていただきます。

(事務局)

資料12をご覧くださいませでしょうか。これまで県教育委員会では、基本計画や様々な答申等を受け、特に特別支援教育においては、様々な実態の子どもさんがみえることを踏まえ、教員資質の向上のための研修と免許の保有率を中心に、施策を展開してきました。

2ページ目には、平成17年度の校種別特別支援学校免許の保有率の合計数が書いてあります。現在21年度については、資料10に掲載させていただきました。比較で申し上げますと、全国は67.4%、三重県は69.2%という結果となっています。17年度からは相当に向上しました。特別支援学級の方は、17年度当時は全国の合計数が25.5%だったものが、現在21年度は31.9%、本県については平成17年度時点では12.9%でしたが、現在15.7%という数字となっています。

研修については、これまでコーディネータの研修や、専門分野に関わる特別な研修会等を実施する一方、特別支援学校においても、合同の研修会や市町の小中学校を入れた研修会等を実施しています。これは資料12の3ページ目の「大学との連携」も踏まえ、これまで答申案に沿って研修会を開いてきました。また平成20年7月に整理されました教員の専門性の中にも、「職員全体で支援体制を構築していくことが重要である。単に専門性の向上だけでなく、人材の確保、教職員間の共通理解と連携が必要である。」と書かれているとおり、様々な支援員も現在登用していただいています。こうした現状や今後を見据え、さらに高い教員の専門性について、ご意見をいただきたいと思えます。

(委員)

教員の専門性の問題については、該当する生徒を見ていく場合に、「将来像をどう描けるか」「現実をどう見分けられるか」というところが問題で、それを見分けられない教員は専門性が高いとは言えない。そうしないと保護者の意見に振り回されるわけです。鍛えるところが鍛えられない。厳しくするところが厳しくできない。甘やかしばっかりで、何年たっても一緒、こういう状況が出てくるわけです。だから担当の教員の能力は、相当鍛えなければならないという状況です。ところが実際には、教員の異動は8年から10年です。一生懸命教員免許取らせても、8年から10年経つと転勤していきます。特に特別支援学校においては障がい種別が違いますから、免許も違います。特別支援学校同士で動きます。小中の場合、非常に生徒数は少ないですから、専門家の育成はかなり難しいところもあると思います。高等学校とは違うんですから。高等学校の場合は理科の教員であったら、三重県内どこに行っても理科の授業ができるわけですね。ところが、例えば視覚障がいについて一生懸命勉強しても、聾学校へ行けば全くゼロからスタートしなくてはいけない。経験が活かされないわけです。これは知的障がいもそうですし、病弱の問題でもそうですし、同じです。免許のある者がどんどん出て行って、新しい担当者をどんどん作らなくてはいけない。有効に人材が活かされない現実、我々は理解しておかなければならない。ところが人事もないと学校は淀み

ますから、新鮮な者を入れなきゃなりません、その辺の工夫がいるというふうには思っています。これは小中でも同じだというふうに思いますね。だから特別支援学校、障がい児教育を担う者としてはですね、非常に教員が育ちにくい環境にあるということがあります。高等学校とは違います。「人をたくさん早く育てる。」これが肝要ですね。ではそのシステムをどうするかというと、私が最近話しているのは、センター的機能を統括するものを作って、そこで人材を大量に育成していく。スピード豊かにね。そういうことをやらないといつまで経っても人材は育成できない。小中学校の教育は充実していかない。特別支援学校で勉強してみえる生徒さんの3倍から4倍、小中学校に居るわけですね。障がいのあるお子さん。全然進まないですよ。この辺のところのビジョンをやらないと、特別支援教育は進展していかない。私は最近そう思っています。

(委員)

私の立場からも関連して、小中学校においてもやはり同じことで、教育は人によって左右されるわけですから、教員の専門性ということは、大変大きな柱であると思っています。しかし現実問題免許持っている者も少なく、一方では子どもがどんどん増えてきています。特別支援学級の免許保有率は全国平均が33%となっていますが、きちとした姿勢で取り組んでいかないと、なかなか向上は望めないと思っています。一方で免許を持っている人が、本当に積極的に特別支援教育に携わっているかということ、そうじゃない教員もいます。これもまた問題です。何のために免許を取ったのか。持っている方が採用試験に受かりやすいという形だけで、できるならば避けたいという教員がいます。こういうことでは、教育を充実させていこうという現場との壁が大きいのではないかと思います。まず年度初め担任を決めるときに、「特別支援学級の担任を最優先にして欲しい」と言っているのですが、実際現場に専門性を持った人がいなかったり、いても避けようという現状があります。特別支援教育だけを取り出すことも大事なことです。全体の中で全教員が特別支援教育のあり方そのものをきちんと踏まえてやっていくことが、教育の原点として大変大事なことではないかと思っています。課題を持った子どもへの対応の仕方を含め、きちとしたスタンスを貫いていかないと、なかなか向上していかないのではないかと思います。

早急により多くの先生方に知識を付けてもらうとともに、できれば免許状も取っていただく。そして免許はないとしても、専門性をきちと身に付けてできる、親に対してもきちとものが言える。何よりも目先のことでなくて、先を見通した中で子どもたちの将来にどういう教育をしなければならぬか、どの先生方も一定分かっているということが大事であると思っています。特に小中学校において、特別支援学級のある学校の先生方は、これまでは「その学級の子どもはその担任がしたらええやんか」という思いがあります。協力学級としていても、「籍は特別支援学級なら、その先生が責任持ったらええやんか。」という感覚が依然としてまだあるように、私は思っています。特別支援学級に在籍する子どもは、学校全体でみんなで見えていく、特に協力学級を抱えているところではそういうことをしていくことが必要だと思っています。その先生の姿勢が子どもにも当然影響を与えるわけですから、違った見方をされてしまう。ここに大きな問題があるのではないかなと私は思っています。

そういう意味で、先生方はいろんな研修に行かなければいけないと思います。特別支援教育の考え方や、きちと常にやっていかなければいけない。1回やったらそれで良いということではなくて、継続してやっていくという姿勢が必要であると思います。それは市町もやっていかなければいけないのは当然ですが、県教委もリーダーシップを発揮してもらいながら、三重県下ではこういうことについてはきちとやっています、ということを示すことによって、「そうしたらもう一度専門的に勉強してみようか」という先生が増えてきて、免許取得できる先生も増えるのではないかと思います。やはりなんとかして考えていくことが必要ではないかと思っています。

(副教育長)

学校現場では、特別支援教育コーディネータはもう機能していないんですか。18年の10月に報告書が出され、コーディネータを各学校で指名して、研修も受けていただいて、なるべく多くの方々にコーディネータになってもらおうというのが、今言われた「みんなで特別支援教育をやっていきましょう」という発想だったと思うんです。校長先生にお聞きしたいんですが、そういうことが今は現場ではないんですか。

(委員)

特別支援教育コーディネータは、今は良くやってもらっています。最初の年は6人の子どもを担当しながらだったので、時間的に厳しい状況で、コーディネータはほとんど校長がしていたという状況です。今年については、担任しているコーディネータ3人を中心に、特別支援委員会も定例で

開いていますし、各職員会議等でも必ず特別支援教育の話を最初にし、みんなで見守っているつもりです。ただ、コーディネータが他との連携を取ろうとすると、時間的に無理な状況で、そこら辺はやっぱり実態は厳しいです。

各学校に教員以外のいろんな人、ソーシャルスキルトレーニングのための人とか、外国ではいろんな方がもっと入っていると聞きましたが、そういう方をもっと入れて子どもたちをサポートすることはできないのでしょうか。教員が何もかもしなければいけないのでしょうか。

(委員)

私たちから子どもを見ると、特別支援教育コーディネータがきちっとコーディネートできていたら、いろんな人を入れても、上手くいくと思うんです。コーディネータをする人がそれに専従できるぐらいの保障と、その力量を持っていないといけませんね。現状は特別支援学級の先生がコーディネータを兼ねていたりします。その特別支援学級の先生が全体を動かせるような先生だったら良いんですが、それも難しいような先生がワッペンだけついている状態もあります。結局は特別支援教育にきちっと専門性を持った先生が一人いて、その先生がそれぞれの学校の中の人たちをきちっと動かして、子どもの教育支援計画もチェックできるぐらいの人がいたら、上手くいくと思うんです。それがなくて、ただ特別支援学級に何となくいる先生でそういうふうにとやると、ニーズが高い分だけ、みんな失望しちゃうんです。この前の委員会でもちょっと極端なこと言いましたけれども、やっぱり「特別支援教育が教育の原点で、この子たちがちゃんと見られたら普通学級の子も見られる。」というのじゃなくて、「普通学級の子の方が大切で、普通学級の子を見るのには先生に力量がいるので、それを見られない先生は特別支援学級で良いんだ。」というような極端な例もあるんです。現場が大変だと思うんです。自己コントロールが難しい子どもたちが出てきて、先生たちがそれに掛かり切らなきゃいけない。そうすると一人の力量ではなかなか難しいということも分かっています。それぞれの先生が助け合って、特別支援学級の子も担任の先生だけに任せずにやっていると、上手くいっています。だけど計画は、やっぱり特別支援教育にきちっと理解のある専門性のある先生が立てない限りは、みんなおんぶに抱っこになってしまいますよね。

(委員)

今おっしゃられたように、通常は授業がありますし、さらに支援をしなければなりませんから、県の特別支援学校のコーディネータがすごく忙しいんですよ。そうすると自分の学校のコーディネータはできているかということになりますが、それはやっています。十分できているかどうかは、他の先生のサポートがあって初めて成り立ちます。特別支援学校のコーディネータは授業軽減をすごくいただいておりまして、専任というような形でやっていますから、恵まれているわけですね。それで何とか支えている。けれども小中の方はそれはいいですから、非常に苦労している現状が見受けられます。

(委員)

特別支援学校の方から派遣される、コーディネータを援助する人たちが、そんなにきめ細かくできないですよ。そうすると時々行くぐらいで、中がまとまるかということ、そんなことできませんよ。それぞれの学校にきちんとしたコーディネータの先生がみえて、専門性のあることをアドバイスもらったら、もっと有効になりますよね。だから一つの学校のコーディネータの質を上げて、その先生がきちっとそういう役割を取れるような保障は要るんだと思います。

(委員)

言葉に気をつけなくてはいいんですが、各市町の小中学校1校ずつに障がい児学級を作るということは非常に非効率で、人も育たないんですよ。人を育てるためには実践と研究が要るんです。毎日見ながら自分を鍛えていく、アドバイスする人がいる、常に横にいるということが大事なんですね。特別支援学校は、それができますからある程度人は育っていきます。そういうことが、市町の場合非常に苦しい状況ですから、ある程度特別支援学級については集合させていくという工夫も要ると私は思っています。分散をさせない。教育効果はそこで上がっていくと。保護者は怒るかも分かりませんけれど。

(委員)

「言葉の教室」の先生がそうですよね。すごく優秀な先生がみえても、一人でしてみえているので、その先生の技量を誰に繋ぐと言ったら、せめて2人居て伝えていかないと、その先生辞められたらそのままになりますよね。今おっしゃったこと、そうなんですけど。でも小学校で校区を3つぐらい束ねてそこに作っちゃうと、自分の学校の子は良いんですけど、違う学校の子はすごく親御さんと子どもの負担が大きくなります。中学は小学校から束ねて来ますから良いんでしょうけど。



小学校はもうちょっときめ細かく、自分の学校の中で特別支援教育を受けたいというのが正直なところだと思います。

(委員)

だから大事になってくるのは、「ここへ行ったら何とかなる」という場所ですよ。「ここに行けば何とかアドバイスもらえる」それは特別支援教育センターだと思っていて、これは三重県にはありませんが、他県では6県ぐらいあります。もう作られてきていますので、次のビジョンにおいては三重県として特別支援教育センターを作るべきであると、そういう考え方を持っています。「そこへ行けば何とかなる」という所は作ってあげる必要があるということです。

(委員)

そこに専門性をしっかり持って、指導力のある先生が居れば、また派遣できますよね。

(委員)

やっぱりそこは実践と研究をしなくちゃいけない。学校の雑務はちょっと除いておいて、専門的に何人かやるということです。

(松坂総括)

センターというのは、県の中に一カ所あれば良いということですか。センター的機能として、各特別支援学校が相談センターを担うというのを計画の中で進めているのですが、それを越えてさらに一カ所に集めてするということですか。

(委員)

特別支援学校は「センター的機能」なんです。だから自分の学校の障がい種別についてセンター的機能を持っているわけです。ところが重複障がいのある小中の生徒さんに対しては、複数の学校がセンター的に相談機能を持つわけです。そうするといろんな人が関わりますから、当事者教育方針が出てこない場合があるんですね。混乱してしまいます。

(松坂総括)

そこを連携してやっていくということですよ。

(委員)

連携には一定の限界がありますから。現実に生徒が居て、育てなければならないのに連携で育たないということがある。実践をやっていかなければいけない。障がい児教育には「これがだめだったら、次にこれをやってみよう」という、非常に長いスパンの工夫が要りますから、事例の積み重ねが要るわけです。各学校の積み重ねです。

(副教育長)

現場から離れた研究実践っていうのは、あり得ないですよ。実践は現場でやられ、その実践に基づいて研究があるわけですから。本来現場から積み上げていくことで教育のスキルは身に付いていくし、納得できる話になると思います。研究者と言ったら、「特別支援学校の先生が小中学校に行って、ちょっと指導するだけでは意味がない」と言っていることと一緒に、今度は特別支援教育センターとその辺りで起こる可能性があるんじゃないですか。「連携には限界がある」と言ったら、小中学校と特別支援学校との連携なんて、もう全然あり得ないですよ。

(委員)

そういう意味ではないんです。やっているんです。やっているけど、どこまで支援できるか、心配なところがあるということです。

(委員)

ある意味同じことの繰り返しなんですよ。今は特別支援コーディネータが入ってきましたが、活動が実際はどうであったのか、検証とかモニタリングができていないと思います。研究と実践というのは必ずフィードバックをしながら、行き来をしながらでないとそれは積み上がらないんですよ。だから本来、現状と問題と本来のあるべき姿をきちっと捉えるという作業をどこかでやらないと、免許のこと、ローテーションの問題、特別支援教育の教員の育成方針とか、検証をきちっとやらないと、同じ繰り返しだと思っています。全然進んでいない。

(副教育長)

教育も福祉も、多分みんな一緒ですよ。エンドレステープが回っているという言い方は、失礼なんですけど。

(委員)

現状と問題だけしか私たちは見えていないので、全体を見据えたあるべき姿を見てやらないと、たぶん議論は一緒になっていくと思います。

(副教育長)

先ほど委員が言われたように、「本当に教員だけでそれが担えるのか」という話で、福祉が入ってこられるのか、入れないのか。どういう入り方をするのかとか、そういう話もやっぱり要ると思うんです。

(委員)

それは相談支援センターとか、自閉症発達障がいセンターとか、重度心身障がい児であるとか、様々な動きがありますので、それは特別支援学校とも、お互い責任を持ちながらいろんな連携をやらせてもらいます。

(委員)

市町の場合は教育研究所があって、それなりの先生が実際に派遣されているし、派遣されるべきだと思うんですよ。その先生たちが、それぞれの地区の特別支援教育やコーディネータの指導もしくなくちゃいけないというシステムがあると聞いています。今あすなるが市町支援をやっていて、あるケースで困ると教育研究所の担当の人も来てもらって、協力してもらいます。ただ学校を動かすときに誰が中心になるかという、校長先生にすごく理解があって、「分かった」と言ってもらおうとパッと動けるんですけど、そうじゃないとすると、教育研究所からの先生がやってもらわなくちゃいけない。その時にその力が弱いと、結局学校ってちっとも変わらないんですよ。つまりは人なんです。でもその人をどうやって育てるかが要るじゃないですか。私たちが市町の支援の事業を始めたのも、人を育てるのが目的なので、ただ研修に来たいという人だったら、せっかく良い人が居ても、帰ったらまた砂の中に水がしみこむようにどこに居たのか分からなくなる。だから必ず「指導できる人を送ってください」と言って、そういう人が来ると帰ってまた指導するようなことになり、上手くいくんですね。それなりのポストを用意してもらおうとOKです。結局何を目標に人事をやるかということで。実際にはうまくいっている部分もあるんですよ。だけど全くそんなことが上手くいってないところもある。言っても言ってもちっとも変わらないところもある。言っても変わらないところが、なぜ回らないかという、お互いに連携する、何とかしようという連携がないんですよ。子どものために何とかしなくちゃいけないというんじゃないで、「できない」とか、「そんなこと言われても」とかいうことで、さあやりましょうという連携ができていない。

(委員)

なかなか現実問題難しいところですが、特別支援教育は19年に本格実施される中で、現場では以前と比べかなり意識は高まってきているし、それなりのことはできていると思います。しかしやればやっただけでまた深くなってきて、さらにもっともっとということが出てくるわけです。そここのところに応え切れてないと思います。例えば、19年の本格実施に向けて県教委はコーディネータ養成のための研修を3年間やってきましたが、「やってあるから現場でやってみましょう」と言われても、もう3年経ってくると変わってきているわけなんです。一回やったらそれで良いということではないわけですから、弛まずその辺のところについてはきちっと責任を持ってやっていくと、これは県教委もそうですし、市町もやっていかなければいけないと思っています。その辺のスタンスを明確にやっていくことが大事だと思っています。

もう一つは、うちでは教育委員会の指導主事の中にも、特別支援教育の専門の者を入れていますが。さらに去年あすなるに行かせた研修員を教育研究所に入れて、教育委員会と教育研究所がタイアップし学校現場がそれに繋がるようなシステムをきちっと取っていくことによって、教育だけではなく福祉の保育所にもかなり良い影響を与え、動いてきたと思っています。それは、就学前をきちっとやることによって、小学校中学校に引き継ぎがちゃんとできると、こういう見通しを立ててやっているわけです。何でこれを今こういう形でやっているのかということ、特に校長先生方にきちっと伝えていきながら、そしてそれが学校現場に浸透することが大事で、名張市においては育成会等の良い資源もあるので、そういう横の連携を取っていきながら、やる必要があるのではないかと考えています。

その辺のことをするには、一度思い切ってモデル地域をつくってそこでやってみて、それを現場の各地域で浸透させるてはどうかと思っています。それには県の施設、機関が、福祉・保健等々と連携して、一体となってやっていく姿勢が見えてこない、前に進まないと思っています。

(委員)

資質の向上という言葉はともかく、教職員、とりわけ教師の力量という言葉がありますけれども、もちろん日々私どもは、研修とかいろんなことをしながら力量を高めることに努力しています。例えば特別支援教育ということに関して、医療的な部分とか、福祉を含めての知識を求められたり、

あるいは自分自身求めてしまったりとかいうことがあります。その知識は決して無駄ではないし、あるにこしたことはないんですけども、私たち教職員、とりわけ教師は、自分が担任を持った、あるいは持っていた子どもたちひとり一人をどういうふうに、いかに見つめて、その後理解するかが勝負だと思っているんです。だから、一般的に自閉的傾向の子はこんな子ですよ、とかではなくて、Aさんはどうだ、Bさんはどうだということにこだわっていきたいです。免許持つことも否定はしないんですけども、それよりもそこが勝負だと思っています。その力を付けるために自分で考えて、自分で足りないと思うところは研修を選んだりとか、そういう機会を教育委員会に求めたいですし、あるいは医療や福祉の場に助言も求めたいですし、そういう形で自分自身は進めていきたいと思っています。私が知っている限り多くの教職員は、そういう思いで現場に立っていると思います。ご指摘のあるようなことは真摯に受け止めつつ、理想論かも分かりませんが、教員としてそういうことを大切にやっていきたいです。今特別支援教育に限らず、勤務時間の中でそういうことに向きあって、子どもが帰ってから教材研究なりをする時間が、現場にどれだけあるのか。それはないですよ。そういうことを置いておいて、研修をやれと言われても、そのところも併せて本当にどうなのか、考えていかなきゃいけないと思っています。

(委員)

今おっしゃったこと、すごく大切なことだと思ったんです。知識は本を読めば分かるんです。その本をどう利用するか、知識をどう利用するかが勝負じゃないですか。おっしゃったみたいに自分で考えて、自分で先生のプロとしてやってみる先生だったら、大丈夫だと思うんです。それが生きるんです。だけどそういう先生が少なくなっているのも事実なんですよ。先生同士がお互いに「もうちょっと考えてみたらどうか」と言って下さったら良いんですけど、先生は親に聞くんですよ。親は「先生は先生じゃないか」と思う。私たちも「先生は先生じゃないかな」と思う。だから学校の中で、先生同士がお互いに教育の方法を高め合うようなことがあればもっと良いんでしょうけど、みなさん知らないふりをするような雰囲気がある。もっとお互いにそういう部分があれば、生きていくんじゃないかなと思うんです。特別支援学級で一人担任になると、余計それがありますよね。特別支援学級で教えている交流の先生が、「もうちょっとこんなこと特別支援教育でしょ」というふうにおっしゃってくださるような、お互いに協力し合えるような体制があれば、上手くいくんじゃないかなと思うんですけど、でもなかなかないですよ。

(委員)

県の教育委員会が基本計画を作る前に作った「あり方」という冊子の、一番最初のところに、「学校の自校教育力」と書いていただいたと思うんです。あの理念はすごく良くて、特別支援教育だけでなく、300人子どもが居たら一人ひとりを学校全体で育てていこうという基本的な理念ですけども、まさしくそういうことだと思います。ただ今の学校現場にはいろいろなことがあって、そういう風土にない、教職員に余裕がないと思います。

私自身特別支援学校のいわゆる肢体不自由と言われる子どもと、機能訓練とかを一時期一生懸命勉強したことがあるんですが、自分は教員なのに、意識の中で白衣を着ているんですよ。これはいけない、教師でなくなっていっていると気付いて、結構一生懸命戻したんです。知識は当然その後も有効には働いたと思うんですが、そういうことに特別支援学校の教師は陥りやすいところもあって、きちっと意識していかないといけないなと思いました。

(部会長)

充実した質の高い特別支援学級を作っていくのは、1つ1つの学校の単位ではなかなか難しい面も出てくるのではないかと、また人的な支援も必要になってくるという議論もありましたが、この問題について、もう少しご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

(委員)

障がい児学級を作っていくことに関しても、地域というのは大事ですし、それは小学校単位が良いのか、統合するのが良いのかと言えば、小学校単位が良いと思います。いろんな議論があることは分かっているんですが、教職員なり教師のみなさん一人ひとりの力を信じますので、きっちりやっていけると思います。そのためには、教育条件整備は絶対要るかなと思います。

(委員)

先生たちはみなまじめですし、一生懸命やってくれています。しかし目先のことに追われてしまって、なかなか先が見えていない。そしてあれもこれも、言われたら全部やり抱え込んで、パンクしてしまうということがあります。3年ほど前アメリカの方へ視察に行かせてもらった時、ミネアポリス市に特別支援教育の先進事例がありました。学校現場に行かせていただきますと、本当に教

員以外の職員がいっぱい居ます。3分の1が教員以外の職員でした。それは先生方の専門性を活かせるように、それ以外のことに他の人が全部対応しているということです。また保護者の協力体制もあって、会社で教育ボランティア休暇を取得して、毎日というほど保護者が学校へ入れ替わり立ち替わり入ってきている。そして小中一緒なので、1500から1600人以上の子どもがいたと思うんですが、月に1回全校の子どもたちの状況を把握し、それに対する指導のあり方についての検討会というのがあります。その資料は全部、先生方が授業の中でやったこと、言ったことを示して置いておけば、担当の人がまとめてくれて、問題点のある子どもにはそこで徹底的に検討しながら、次の指導の方法を考えていきます。その会議にも参加させてもらったのですが、そこに保護者の方も入っていきまして、学校の状況を踏まえた上で、保護者も言いたいことを言う。しかしそれは勝手な思いではなく、全体の要素も分かった上で、話ができている。こういうシステムは、さすがに進んでいると思いました。これから先生方、あれもこれもしなくちゃいけない大変忙しい状況の中で、教員の本来の仕事ができるよう、それ以外の職員の加配があるということは、教育という大きな営みの中では大事な要素ではないかと思えます。

(部会長)

大変質の高い議論を、ありがとうございました。

ここで10分間休憩していただいて、次の議題に移りたいと思います。3時5分から始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(14時55分休憩)

(15時05分再開)

(部会長)

始めさせていただきます。

では、次にまいりたいと思います。特別支援学校のあり方について、お願いします。まず初めに、事務局の方からご説明がありますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

お手元の資料13をご覧くださいませでしょうか。これまで県が発表した基本計画と特別支援学校の整備第一次実施計画、並びに平成20年7月に発信した、「三重県における今後の特別支援学校のあり方」で、盲学校・聾学校の今後あり方について触れているところです。従来ややもすると盲学校・聾学校というふうに、並列的に捉えた形で、出していることが多いのですが、今日は改めてそれぞれの学校の特徴を、盲学校の濱口校長先生と、聾学校の南出校長先生の方からご説明いただければと思っています。なお、ここに書いてありますように、それぞれ学校の専門性と入学者等の減少、将来への自立に向けての取組、特に専攻科等のあり方や、寄宿舎のあり方を含めて検討すべきではないかということや、県内全体からこの資源を活かすにはどのようにしたら良いのか、こういう問題提起と課題をいただいていますので、これに沿ってご意見をいただければと考えています。

なお寄宿舎についてですが、資料14をご覧くださいませでしょうか。15と見開きのページ両方で、これまでの寄宿舎の変遷の概要を示してあります。まず資料14ですが、これまで寄宿舎を持つ学校が昭和50年代においては、盲学校、聾学校、県立の養護学校、今の城山特別支援学校ですが、この3校しかありませんでした。全県一区で通っていただいていたので、寄宿舎もその3校に設置していきまして、その当時の入舎生は、城山では70名を超えておりました。年を経て、養護学校義務教育制実施、学校のその後の整備に従って、校区の縮小適正化をして現在に至っています。校区の編成については、資料15に示したとおりです。それぞれ通学条件を改善して、バスの配置等を進めてきた結果、入所生の方は減ってきている状況です。また近年伸びてきているところについては、通学困難というこれまでの主たる入舎の要因の他に、様々な理由で入舎している子どももいて、学校教育との兼ね合いや、今後の施設設備の老朽化を控え、これらの改善を図ることが課題となっています。また将来にわたる人事計画、地域の特性や障がいの特性に応じた寄宿舎のあり方をまとめていくためには、今の5校体制で良いのかという問題提起をいただいています。機能を統合するべく、現在の5校から3校に絞って、機能改善や施設の改善を伴って、今日あるべき寄宿舎教育を目指していきたいと考えていますが、それについても幅広くご意見をいただければと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(部会長)

それでは議事にいきたいと思います。

まず聾学校のあり方について、今日は聾学校の南出校長先生に来ていただいていますので、5分

程度でご説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(南 出)

聾学校の現状を報告させていただき時間をいただき、ありがとうございます。与えられた時間の中で、本校の概要、それから専門性、進路状況、寄宿舎のあり方の4点について、簡単にご説明させていただきます。

聾学校については、平成19年度から特別支援学校に移るということがあり、その前年度に関係者である医療関係、福祉関係、教育関係、聴覚障がい者の代表で、今後の聾学校のあり方の検討をいただき、その報告を受けて現在取組を進めている状況です。まずその中身について、一つは早期支援への対応と医療・福祉の連携という取組を、まず行っています。これは先ほども言われていますように、聴覚スクリーニングが生まれてからすぐにできるという医療的な進歩に伴って、早くから聴覚に障がいのある幼児が分かるようになってきました。いかに保護者を支援するかという観点から、0歳児から保護者、母子共に支援をどのように医療と福祉と連携してやっていくかという取組を行っています。年間、だいたい300から400件ぐらいの相談があり、支援をさせていただいています。それから大きな二つ目としましては、聴覚障がい児の集団の場とコミュニケーションの保障ということです。聾学校は県内に1校しかないので、本校においては、ろう集団という集団の場とコミュニケーションの保障をすることです。まず一つは、平成5年度から全国に先駆けて幼稚部から、手話の活用を図ったという経過があり、本年度で専攻科の2年生まで、二十歳までの子が全て手話を使えるようになったということです。この手話も、学校の中では日本語対応手話が中心になっています。それは健常者がろう者に伝えるときに、助詞までをきちっと伝える、国語的な表現を、手話を使って子どもに伝えるというもので、それがだんだん発達してくると日本手話に、ろう者同士の会話の手話に移っていくという状況があります。両親ともろうの保護者については、既に子どもが日本手話を使っている場合がありますので、その辺もきちっと日本語を教えるという意味で、日本語対応手話を中心にやっています。さらに保護者についても、子どもだけが聴覚に障がいのある保護者もいますので、同じく平成5年度から、本校の聴覚に障がいのある先生の中で、保護者対象の手話研修会も実施させていただき、子どもと保護者のコミュニケーションがスムーズにいくようにやっています。

それから二つ目は、聴覚活用を行っています。最近では補聴器だけでなく、人工内耳という、機械を中に埋め込むという新しい技術が出てきましたので、それについての対応を行っています。

それからもう一つは日本語の習得ということです。これが大変難しく、本校の課題になっていますが、聞こえない子どもたちに日本語をどのように教えるかという取組を進めています。10月に第一部として「日本語習得に向けて」という冊子を作って、これを全部の保護者に配ることと、関係機関に配るような段取りをしています。聾学校としてできるだけだけの知識を、いろんな方に知っていただくということで、センター的な機能を発揮して、既に3冊を作らせていただき、より聾学校を理解していただくという取組んでいます。

それから寄宿舎のあり方、必要性についても検討していただき、これからの寄宿舎を含めて、子どもたちのコミュニケーションの場を保障していくようにしています。

次にセンター的な役割としましては、一つは就学前の支援、学齢期の支援、それから聴覚障がい者の理解ということで、それぞれ取り組んでいます。さらに大きな取組としましては、高等部の教育のあり方、先ほども言われましたように、本校高等部には専攻科2年間がありますので、その2年間をいかに子どもたちにとって有効なものにしていくか、高等部における学科のあり方等、それらがいかに進路に結びつくかというような方面も踏まえて取り組んでいます。センター的な機能においては冊子を発行したり、それぞれの学校に支援に行ったり、また公開授業をして実際に授業を見ていただいたり、そういう取組をしています。

進路保障につきましては、学校要覧の一番裏側のところに、進路状況があります。本校の場合は、一般就労に向けて全員が就労できるような形で、今取り組んでいます。過去7年間の生徒を追跡して、現在も勤務ができていくかどうかとか、会社で子どもたちに必要なコミュニケーション能力がついているかどうかということ、現在調査しています。過去7年間で退職した生徒は2名です。後はみんな継続という形で、就労も上手くいっているなどと思っています。

それから特に聾学校の専門性についてですが、よく手話が取り上げられますが、聾学校における専門性は手話だけではありません。先ほど申し上げた聴覚管理がありますし、聴覚障がい児の心理状況の把握、それから学習・生活上の様々な配慮の仕方等があります。教師の専門性については、聴覚障がい児への指導力、それから手話力、それから免許状の取得率があります。子どもたちにと

っての聾学校の専門性を考えれば、聴覚障がい児の集団ということが大切になってくると思います。共に生活することで、コミュニケーション力を付け、生きる力を育むということになっています。そのことによって将来の進路に繋げていくということです。

最後に寄宿舎につきましては、やはり親の代わりをするという大切な機関でありますので、預かった上にはきちっと指導するというので、本校にとってはなくてはならない場所になっていると思います。効果として手話力の向上、それから生活習慣の向上、学習意欲の向上等が挙げられると思います。これからますます聾学校の重要性が謳われてくると思います。幼稚部まで本校にいて、小学部で地元の学校に行った児童が、また聾学校にということに戻ってくるケースが年々増えてきているというのが最近の傾向です。以上です。

(部会長)

それでは今先生にご説明していただきましたが、それを参考に聾学校のあり方について、ご意見をお願いしたいと思います。ご質問でも結構でございます。

(委員)

教員の中でろう者は、全体の中で何人居ますか。

(南出)

実習助手も入れて、95人の中で6人です。

(委員)

手話ができる人は、何人ですか。日本語対応手話でも良いし、日本手話でも良いんですけども。

(南出)

できるとは、どこまででしょうか。

(委員)

当然コミュニケーションできる手話ということです。

(南出)

7割ぐらいです。

(委員)

ろう者が増えてはいないというわけですか。95名中の6名ということは、1割も居ないということですね。

(南出)

そうですね。

(委員)

ろう者は聞こえることはあり得ないわけで、治るとかはないわけですから、当然ろう者も大人を見て教育で育っていくわけですありますので、ろう者としての教員とか、そういう教員モデルを見ながら育っていきます。その意味で言えば、ろうの教員を増やすことを考えるというのは本来だと思うんです。

日本語対応手話が中心ということでもありますけれども、デフファミリーですと、子どもたちは当然日本手話ですね。やはり今度権利条約で基本的言語として位置づけられたわけですから、そういう面で日本手話ということもきちっと教えていくということも大事じゃないかと思うんですが、その辺いかかですか。

(南出)

いきなり日本手話を取り入れるということは、子どもたちの教育的な中では、非常に難しいですね。「てにをは」が抜けてしまう部分があります。それから健常者の親については、なかなか日本手話が分かりづらいというようなことがあって、基本的には日本語対応手話から入って、日本手話に移行していくことをやっています。

(委員)

ろう者が両親であれば、当然日本手話というのは言語として身に付いているわけですから、それを敢えて日本語対応とかにせず、日本手話ということで通して良いのではないかという、そういう意味なんです。あえて全部を日本手話に持っていくという話じゃないです。

(南出)

それはそれで対応しているんですが、なかなか教員の中で日本手話ができる先生の数が、まだ少ないということです。

(委員)

それを増やしてとか、そういう方向にはなっていないんですか。

(南 出)

学校の中では常に研修を積んで、1週間に1回手話研修会をやっていきますし、朝の打合せの後10分ぐらいの先生から手話の研修をやっていただき、先生方の力量を高めています。保護者に関してもろうの先生が講師となって、将来子どもたちが日本手話を使えるように、日本手話や日本語対应手話を教えてもらっています。

(委 員)

子どもたちは将来ろう者の中で暮らしていくことがかなり多いわけですから、当然学校の先生モデルとか、ろう者がどれだけ育てていったとか、そこを大事にするというのが本来だと思うんです。そこにやっぱり力を入れるべきじゃないかなと思うんですが、どうですかその辺。

(南 出)

手話に力を入れるというか、それも一つコミュニケーションとして大切なんですが、そうすると今度は、「書記日本語」と言うんですが、文章を書くことができなくなってしまうんですね。文章に表すと何を書いているか意味が通じなくなってしまう。立場を置き換えて、私がしゃべったことなのか、私が聞いたことなのかという、文章がひっくり返ってしまうことがありますね。それはきちんと学校で教えないといけないわけです。

(委 員)

かつては口話とか、健常者に近づくということやってきたと思うんですけれども、手話で効果が上がっているのは、例えば「工房ひまわり」の人たちは、ろう重複なんですけど、まずコミュニケーションの手話とかを保障することを優先し、その中で違う障がいの人と、いかに将来共に生きていくかを考えています。先ずコミュニケーションのきちんとした確保と言いますか、そこをきちんと捉えた中で、「共に」というふうにはいかないと、思うんですけれどもね。ちょっと閉ざされた感覚じゃないかなという感じがするんですけれども。

(松坂総括)

今のお話だと、ろうの人が集まっているような所でのコミュニケーションは良いんですけれども、就職した時会社の人とのコミュニケーションがすごく取りにくくなるような気がするんですけれども。つまり我々が日本手話を学ぶべきだという主張も分かるんですけれども、一方、その子どもたちが日本語環境の中で働けるようにしていくためには、やはりそれでも日本手話が必要なんじゃないかな。

(委 員)

そういった「開かれた」というのは、良いと思うんですよね。だけど、今たくさん居る在宅で悶々としている聾学校の卒業生とかの人たちは、まずコミュニケーションの手段が取れない中で、やっぱり社会の中でなかなか暮らしていけないという人も居ますよね。最初私たちも「工房ひまわり」で、「ろうだけの方を5人集めてというの、違うんじゃないでしょうか」と言ったんですけれども、コミュニケーションがとれる安心感というのをまず持って、そこから出発しながら行くというスタイルを取らないと、非常に疎外感等があると思っています。

(松坂総括)

それは小学校とか、中高校生くらいからそういうことを目指していった方が良いのか、それともむしろ小中高では、これから社会に出て行く場合のことを視野に入れて、一般就労の世界でも対応できるような力を付けていくことを目指していくのか。

(委 員)

私は2兎を追っても良いと思います。片方だけということではないんです。ただきちんとしたろう者のコミュニケーションの確保というのは、やっぱり十分やれていないという保護者の声が増分上がってきておりますので。

(松坂総括)

ろう者同士のコミュニケーション力が十分付いていないということですか。

(委 員)

その中で一般就労と言われても、なかなかやはり厳しいということが、今回の作業所づくりの中で随分分かってまいりましたので、そういう視点も持って欲しいなと思います。

(松坂総括)

ろう者とろう者の間のコミュニケーションをまずしっかりできるようにしてということですか。

(委 員)

まず安心感ですね。その上で障がいのある人とない人とのコミュニケーション、それが必要では

ないかと思えます。

(委員)

ろう者、耳が聞こえない方、喋れない方は、日本語の語彙が少ないというか、日本語の情緒が分からないというか、非常にコミュニケーションが取りにくい。感覚が上手く表現できる言葉がないと聞いたことがあります。

(委員)

卒業生の人たちは非常に悶々として、どこへも出られない、社会参画が非常に厳しい状況だと聞いております。そういうことを前提に、聾学校の教育の中で何をするか、考えて欲しいなと思えます。

(松坂総括)

就職状況は非常に良くて、聾学校としては社会に出られる環境にはあるんですね。そうするとそういう人たちは、社会の中で生きていけるようにしてやりたいと思うんですが、どちらを気持ちとして優先していくと良いかという、社会の中へ出て、健常者の人とコミュニケーション取りながら仕事もするし、社会参加もできるというのをまずは目指したいなと思うのですが。

(委員)

そうですね。それはある意味ろう重複ではなしに、ろうだけの障がい者であれば、そちらの方向に進んでもらっても良いと思えます。聾学校の中で、ろうだけの障がいではない方が、かなり多いと聞いているんですよ。

(委員)

私もたまにそういう人たちの精神的な問題を相談されることが、多くはないけど、あります。そうすると、結局就職できるような人たちではないわけです。重複の人にケアがないんだと思えます。口話をされると、できる人はごくわずかで、その他の人は手話もできない。仲間同士のコミュニケーションもできない。おっしゃるみたいに、日本語をきちっと学ぶ時間もなくて。先生たちがなぜ100%手話ができないのかとか、先生たちが本当に専門的なスキルを身につけてみえるのか、というのを疑問に思ったこともあったんですよ。聞いたら、「転勤してきて、本当はそれも全然分からない」。その先生が担任に付いたら、悲惨じゃないですかね。聾学校こそ、盲学校こそ、逆に言えば高い専門性が要求されて、重複の人たちのケアもしなきゃいけない。重複の人たちの社会参加というのは、すごく難しくなってきましたね。逆に私たちもその人たちとコミュニケーションができないんです。本当に小さいうちからそのための準備を、いろんな人のニーズに応じてやっていかないといけないし、それが要求されている特別支援学校だと思うんですけどね。だからこそもっと専門性の高い職員の教育が要るんだと思うんです。そこを強調されているんじゃないかと思うんですけどね。

(南出)

人事異動があって、難しい。手話ができる人が全部、聾学校へ転勤するかということ、そうでもないんですね。いきなり来たら、もう次の日から手話を覚えなきゃあかんというような大変さがあって、そして10年ぐらいして手話ができ、コミュニケーションがとれるようになったら転勤していかなくてはいけないというようなことが実際起こっています。それこそ本当に教員の専門性というのが常に問われていますね。私たちも良く保護者から言われるのは、「先生たちにもっと手話の力を付けてください」ということです。

それと逆行する話になるか分かりませんが、例えば小学校や中学校、他の特別支援学校でも、ろうの児童生徒は大人しかったらそれで良いという形で置かれている状態が確かにあるんですね。その子たちが聾学校に戻ってくる。一般の小中学校ではろう者は、集団でのコミュニケーションができないため、周りに馴染めず、一人でぼつんという。先生もその子が大人しくしているから問題がないと捉えているんですけども、よくよく聾学校でカウンセリングをすると、ものすごく問題があって、不登校になってから、聾学校に変わってくるという傾向が、最近顕著に出てきていますね。高等部から入ってきた生徒は、本校で幼稚部から培われてきた手話力と差があるため、手話でのコミュニケーションで、子どもたちもまたそこで逆に戸惑っていますね。先ほど言われたろう重複については、本当に健康福祉部にはお世話になって、作業所も作っていただいた中で、保護者からは手話のコミュニケーション力を子どもたちにつけて欲しいという要望があり、三重が早くから取り組んだということです。全国的にこれからその方向に流れていくのではないかと考えています。

(委員)

名張市においても難聴学級や通級指導教室で非常にお世話をかけていると思えます。また4名の



児童生徒が居ますが、三重県内に一箇所しかないため、特に名張の地理的条件から、遠くに通わなければならないということで、子ども、親の不安・抵抗が大変大きな部分があるのかなと思っています。その意味では、通級指導教室の役割というのは大変大きいものがあると思うんですが、なかなか専門的に指導できる教員は居ないわけで、そこらの部分を今現時点としては聾学校の方にお世話をかけていかなければならないなと思います。なんとか巡回的な部分はもうちょっと、聾学校に押しつけるのは大変だと思いますけれども、県教委の中でしていただきたい。あるいは担当の教員、その人だけですと転勤ということもありますので、複数の中で研修する機会を、早いうちに計画的にやっていかなければいけないと思います。やはりこれから先もこういう子どもはなくなることはありませんから、十分そこら辺のケアなり、手立てをやっていかなければいけないと思います。現時点で、県下いろんな所で通級指導教室もあると思いますが、その辺どういう具合でしょうか。

(南 出)

センターの機能を発揮するという形で、年間通じて公開授業をやらせていただいたり、居住地校交流で、いろんな学校へ行かせていただき、本校の担任も付いて行って、お互いに理解を深めあっています。それから必要に応じてコーディネータが各学校に講師として行かせていただいていますね。特に授業とかを見てもらわなければいけないということで、学期に一回ずつ公開授業をやって、交流校や、難聴児を抱えている学校の先生方に来ていただいたり、夏休みには聾学校のろうの先生が、授業で「こういうことで苦労している」という自分の話をさせていただいたりしています。また先生方を対象に、聾学校ではどんなところに配慮しているかとか、授業では前向いてしゃべるとか、後ろ向きで書きながらでは分からないので、説明するときには前を向き、手話を交えてくださいとか、そういうのを入れながらやっています。夏休みは、他校の先生に向けて手話講座を開催させてもらっていますね。今はそれが自分たち精一杯ですね。普段は自分たちの学校の中で、子どもたちと関わっていかなければならないことがあります。それから、子どもたちの体は健康ですので、クラブなんかもよくやるんですね。そういう指導面もかなりありまして、大変多忙な毎日をご過ごしているように思っています。

(委員)

10年ほど前現場に居たとき、3年生ぐらいの子が交流に来てくれていましたけど、たまに先生も付いて来てくれていましたので、話を聞かせてもらっていると交流というのは非常に大事だということで、子どももその日を大変待ち望んでいて、小さい子どもであればあるほど、言葉は交わさなくても、一緒に遊んだりできますので、そういう部分ではもっともっとさせてやりたいなと思っています。現場の先生方忙しい中で難しい面がありますので、夏休み中に研修会をしてもらうことは大変ありがたいことですし、障がいによっては一緒に来てもらって、こういう時はこんなふうにしたら良いとか、アドバイスしてもらおうとありがたいと、現場としては強い要望かなと思います。

(委員)

どうもちょっと腑に落ちないことがあって、手話をするということというのは、聾学校の教員の仕事なのかなと、ちょっと今考えているんですけども。今カリキュラムを見ると、パッと見た限りでは、例えば高等部でしたら、いわゆる高等学校のカリキュラムと同じ様な科目が並んでいて、これ授業するんですよね。その授業の仕方として手話を使わなきゃいけない、ということは分かるんですけど。例えば手話通訳が全部付いていれば解決する話になるし、できるできないという話だけに行ってしまうのは良いのかどうか。教師の資質という話がありましたけど、教師の仕事は何なのかというのを、根本的に考える必要があるのではないかと思います。

(委員)

でも、聴覚障がいの人たちの言葉のコミュニケーションの技術というのは、そんな簡単なことじゃないでしょ。私1回そういう人に関わったときに全然知らなくて、分かんないことがこんなに怖いことかと思ったのは、文字に書いたらいいじゃないですかと言ったら、文字の意味が分かんないんだと言われたんです。助詞があってもその助詞の意味が分かんない。そうしたらもっと深い専門性が要るわけですよ。ただ単に教えるだけで、手話で誰かがしたらいいレベルじゃないですよ。

(委員)

それは分かっているんですよ。分かっているんですが、手話ができるできないということが、聾学校の教師として、それだけで判断されるのはいかがなものかなということですよ。当然聾学校に勤務をしたら生徒とコミュニケーションを取りたいし、授業もしたいから一生懸命勉強しますよ。たまたま人事で行けば、一生懸命やると思うんですけど、なんかそれが前提で何もかも話していくというのが疑問です。

(委員)

ちょっと誤解を受けたかもしれませんが、単なる知識技術とか、それだけではないんですよ。やっぱり接してみても分かったことがあるんですよ。分からなかったんですよそれまでは。「どういった障がいでも共に生きることが大事」とか思いながらやっていたんですが、コミュニケーションがどれだけ大切か、初めて分かったんです。それは、教育の前提なんですよ。教員であれば全部受け止めるでしょう。受け止めるという手法なんですよ。そこが受け止めることもできない。言葉のない世界ですから。そこが僕も分からなかったんです。分かたらやはり基本的な部分は保障するというのが、まず前提だと思います。教員の受け止める力とか、非常に大事だと思います。これは現場に行かないと、現場とね、本人たちと接しないと分からない部分がある。そういう世界もあるということです。

(委員)

くろしお学園にも聴覚障がいの子どもが居ましたから。

(委員)

特にろう重複の方に接してもらったら、本当に分かると思います。どんなことかということが。

(委員)

だからと言って採用の時に、手話ができるということが条件になって、一生その人は聾学校で良いのかというと、そういう部分で、根本的な部分でどうなのかと思う。

(委員)

そういう趣旨ではないのです。

(部会長)

それでは次に盲学校のあり方についてですね、校長の濱口委員からお願い致します。

(濱口)

目が見えない、見えにくい、という方々の学校でして、全盲、弱視、弱視とは白濁とか、白くぼやけていたりします。それから視野狭窄といって一部分しか見えないとか、そういう方々が勉強している。それから色覚異常の方は別です。そういう方が勉強する学校です。案内を見ていただくと分かりますように、設立99年目を迎えます。これは聾学校と同じ歴史をたどっていきまして、全国で69校という、非常に少ない学校です。複数ある県が10県程度で、後は1校となっています。視覚障がい者が社会生活に積極的に参加し、社会に積極的に貢献できる人を育成するということを教育目標に掲げまして、いわゆる生活能力の向上、身体能力の向上、想像性の向上、すべて生きる力の向上というふうに考えておりますけれども、そういう能力の向上を図っていきたくと思っています。視覚障がいがありますと、自信をなくしてしまい、行動範囲が非常に狭くなりますので、自信をつけさせる、自分でもできる、仲間がいる、理解者が居るということを感じさせる教育を目指しております。卒業後は自立するということが大切で、鍼灸・あんま・マッサージの資格を取らせまして、これは国家試験ですけれども、これが自立のための最大の近道です。伝統的にこの視覚障がい者には鍼灸・あんま・マッサージの仕事が良いと言われていました。過去から現在に至るまで、様々な職業への挑戦をしてみましたが、結局他の職業は、極めて就労が困難という事情があります。現在県の支援も受けまして、新しい職場を開発中でございます。特別な配慮も要するというふうに思っています。

視覚障がい者の状況でございますけれども、2008年版の社会福祉法人日本盲人福祉委員会が作っております資料によりますと、日本の視覚障がい者は31万人です。17歳以下はなんと5000人を切っています。4900人。非常に少ないです。1県平均にしますと、約100人。1年齢あたりにしますと、17で割りますと、5から6人というふうな感じであります。昨年の文部科学省の特別支援教育調査官の池永氏のデータでいきますと、人口100万の県であれば、視覚障がい特別支援学校対象小中学生は約10人。9学年で10人です。通常の学級に在籍する視覚障がい児童生徒数は、約16人。9学年で16人です。小中学校、弱視学級対象児童生徒数は、3人。三重県では0かと思いますが、100万人あたりにすれば1学年に1人ぐらいしか居ない、そういう非常に少ない、障がいです。本校ですが、資料を見ていただくと分かりますが、小学部が2名、中学部が3名、高等部普通科が8名。高等部にはあと3つございまして、高等部保健医療科というのがございます。これが3名なんですけれども、これは中卒者が対象で、成人です。成人で中卒者の方です。国家試験は高卒以上の資格がないと受けられませんので、高卒の資格と国家試験受験資格を取得させようというものです。それから高等部専攻科というものがございます。これは2つありまして、保健医療科と理療科というものがああります。これは2つとも高卒以上が入学資格になって

います。保健理療科というのはあんまとマッサージだけです。

理療科というのは鍼灸・針が付いてまいります。理療科の方は、かなりの学力が要ということ、理療科が難しい人は、あんまとマッサージだけ3年間で何とかしていこうということになります。受験資格は「両眼の矯正視力が概ね0.3未満の者」となっておりまして、「または視力以外の視機能障がいが高度な者のうち、拡大鏡の使用によっても通常の文字・図形等の視覚の認識が不可能、または著しく困難な者」これが受験資格です。従いまして、他の専門学校等へ行って鍼灸マッサージの資格を取りますと、非常に学資が、もうすごいお金がかかりますのに、盲学校に行きますと無料ですので、何かとかして盲学校に入れてもらおうと、良からぬ人も居るわけですし、視覚に異常のない人を入学させないという苦勞があります。お医者さんとこれはいろいろご相談させていただきながら、車を運転する人は完全に排除としております。

それから各学部の問題ですけれども、簡単に話させてもらいますと、まず小学部は児童数が少ないです。これは通学が困難、これが一つです。また保護者の普通教育への期待が大きいということ、これが一つ。それから盲学校教育への知識不足というのが一つ。それから乳幼児教育と盲学校の関わりが不足していたなど、今反省をしているところです。これにつきましては、改善策としてはスクールバスの活用とか、児童・保護者の宿泊施設とか、通学支援とか、専門性あふれる視覚障がい教育の学校とか、学校づくりとか諸々考えているところです。高等部普通科の問題は、小学校段階の学習が必要な生徒も居まして、能力的に高い子も居ますので、高度教育内容のあり方とか、基本的基礎能力の育成教育とか、生活能力育成教育とか、職業教育とか、それから目が見えませんが、不自由ですので就労意欲の向上とか、大学進学対策とかそういう課題があります。専門学科の課題としては、高等部理療科がありますが、これは生徒数が少のうございます。毎年入学してくるとは限らないということですね。しかしこの学科の、成人の中卒視覚障がい者の職業教育が非常に困難なんです。これがなくなりますと、高等部の普通科で3年勉強して、さらに専攻科で3年勉強することになり、計6年かかる。成人の方に6年の負担を強いるのかという、極めて難しい問題があります。専攻科については、私が着任したときから、専攻科が学校教育に馴染むのかという問題を聞いております。成人に対して学校教育が馴染むのかということで、社会教育に移行させたらどうかという話もありますけれども、就学奨励費の問題があります。これが一番大きいのかなと思っています。教科書代が理療科3年間で26万1170円かかります。寄宿舎費用とか通学費用の保障がなくなりますので、障がいがあると仕事がない、金がない、学校へ行けない、自立ができない、この負サイクルが始まります。正のサイクルは障がいがあっても学業の保障がされて、資格の取得があって、仕事が確保されて、自立して、税金を納めていただくと、こういうことですね。そのところの兼ね合いで、日本の盲学校は、理療科を切るところはございません。学校の中にあります。

(部会長)

ただ今ご説明いただいたんですが、何かご質問がございますでしょうか。

(副教育長)

福祉サイドは、成人の目が見えない人に対する対策として、どういう考え方を持っていますか。

(委員)

視覚障がいセンター、盲人センター、それから点字図書館、そういった所でいろんな支援を考えています。それから中途失明の方の生活訓練、これはちょっと課題になっていますので、地域生活支援事業とか、市町の方でNPOの歩行訓練士とかによる対応を行っています。基本的に福祉のサイドであれば、生活の意識の向上ですとか、そういうのが中心です。就労支援とかの部分はまだまだ課題が多いし、晴眼者も、相当マッサージなどの職に付いていますので、職業的には非常に厳しいんじゃないかと、そういう気がしています。

(事務局)

お時間の方もありますので、寄宿舎のことは、次回のところで時間を取らせていただきたいと思います。

(部会長)

みなさんよろしいでしょうか。なかなか議論が白熱して、やっぱり盲学校のあり方についても議論しておかないといけないですから。

そうしたらですね、盲学校のことにつきまして、さらに質疑を深めていただきたいと思います。

(委員)

今小学部は2人しかいないということですけど、対象の児童は三重県に何人ぐらい居るんですか。

(濱口)

ちょっと正確に把握できないんです。8月末までに乳幼児の教育相談がございます。全県から来ているわけではありませんが、北勢地区中心に来ておりまして、それが0歳から5歳まで30名くらいですかね。1学年に、三重県ですと2名か3名という感じなんですけれども、実は3歳児で相談に来ているのが北勢地区だけで8名。3歳児が異常に多いんです。後は1名とか2名なんです。なぜか分からないんですけれども。

(委員)

志摩市立片田小学校には全盲の子と弱視の子が居て、すごく厳しい状況です。盲学校ということなら、寄宿舎にどうしても入らなければいけないですよね。小学校で。それは親も、おじいさんたちも忍びないということで、普通の学校に行っているということです。本当に何とかしてあげられないのかなという思いがあるんですけど。

(濱口)

感覚的な話で申し訳ないですけれども、視覚障がいを見出すというのは非常に難しい話でして、多分ちょっとでも見えたら、ご本人は、ご家族の方も「見える」と言うと思うんです。視野が狭窄しているかどうかは分からないというか、物が、前にある物が見えたら見えるということで、発見が随分遅れるということがありまして、正確な数字が出ないと聞いております。ただデータからいきますと三重県立盲学校に来ていただく小学部としての数は、10名くらい居ても良いのかなという感覚は持って居ります。従いまして中学部はその半分ですかね。6年間で10名ですから。3年間でその半分。小中学校で15名くらいかな、という感じを持っております。現在はそれよりも少ないわけですから、何らかの来られない状況がそこには存在するというふうに思っています。

(委員)

実際にそういう子どもさんがいて、津にある盲学校には来れないと。地域の中で必要な、視覚障がい者として必要な教育を受ける体制ってあるんですかね。

(濱口)

ないですね。

(委員)

ないでしょ。それがどういうふうになっているかっていうのは、結局漏れていくんじゃないですかね。

(濱口)

今度のビジョンの中には入れていただかないと、心配しているところでありますけれども、北勢地区と東紀州をどうするかということですね。特別支援学校の中に視覚障がい部門を設置するかどうか。そうするとまた課題があります。盲学校の教育者としての専門能力というのは、聾学校と一緒にして、非常に時間のかかるまた違う専門性が要求されます。視覚障がいと言いましても様々な障がいがございます、それに対応する能力を育成するんですよ。非常にたくさんの経験が居ることです。

(委員)

お家のおじいさんたちとしては、やっぱりかわいそうという思いあるんです。それを説得してまで寄宿舎に入って、小学校から盲学校に入れた方が良かったか、そういうことのアドバイスもなくて、結局分らずに居ます。

(部会長)

専門の校長先生に聞いてみましょう。地域の小学校で対応していく場合に、どこまでその教育が進むのか、ずっと先大人になったときに、地域で教育を受けていたことで上手く発達していなくて、その子どもさんが、盲学校を出られた人に比べて生活にハンディを受けるといことになるんでしょうか。そうじゃなくて、地域でやってもあまり変わらないのでしょうか。

(濱口)

それは仲間が居るといことは大変大きなことで、もちろん励まし合いますし、集団になれば新しいことに挑戦できます。お互いに「手引き」と言って、少し見える人が全く見えない人の手引きをする。寄宿舎の中に居て、歩行訓練をお互いする。鍼灸・マッサージもお互いにしてやっていますけどね。だからある程度の集団は必要だと思います。障がい者数が少ないですから、非常にジレンマみたいなところがあると思います。

(委員)

視覚障がい、聴覚障がいがどういうふうにかこの人に意味があるのか。見えないというのは、目をつぶった世界と一緒にしないわけじゃないですか。一回見えた人たちと見えていないままで育つ人

の、認識とか認知全然違うわけですよ。そこら辺の正確な知識の伝達がないままで判断すると、家族の方はただかわいそうで、側に置いておいたらとなってしまう。きちっといろんな学習の基礎を、コミュニケーションの基礎を学ばなきゃいけないときにできなかった人たちがどうなっているのかが、本当に分からなくなってしまうんじゃないかと思うんですけどもね。

( 濱 口 )

たぶん閉じこもりになっています。大人の方も、中途失明は特にそうなんです。もう閉じこもりで出ないんです。その情報はなかなか伝わってこない。それで、それを発掘するのに、私どもの職員が100回、150回と地域を回って、情報を得て、アプローチをかけて、引っ張り出してくる。ほとんど引っ張り出しという状況でございます。そうすると学校に来ていただくと仲間がたくさん居りますので、元気を出して、野球をしたり、サッカーしたりしながら、体力も付けて、マッサージの資格も励まし合いながら取って、卒業して行って、店を開いたり、レスキューパーになったり、税金を払う立場になる。これは待っていても来ないですね。

( 委 員 )

中途の人たちの問題も大きいでしょうけど、生来の視覚障がいの人たちの問題というか、聴覚障がいもそうですけど、大変なことだと思うんですよ。私たちが分からない世界で生きてみえて、孤立するともう一つ怖いんですよ。仲間が居たら、お互いに困っていることの伝達ができるけれども。その辺のところを子どもの時代の教育としては考えてあげないといけないんだと思うんですよ。人数が少ないから放って置くのは一番あかんと思うんですよ。少なくともやっぱり支援していかないと。

( 委 員 )

成人ですとまだ作業所とか、外部とか上手く使って、人との関係もずいぶん出てくるし、今パソコンでも読み上げ機がありますので、そういうソフトウェアでインターフェースで開設とか相当やるようになった方もみえる。今言われた、閉じこもって在宅で悶々としているのは、さっきのろう重複もそうですけれども、人数が少ない問題だけではないと思います。相当大きな問題ですね。

( 委 員 )

知らないことで忘れていかれるみたいな感覚ですね。

( 副教育長 )

乱暴な言い方なんですけど、今専攻科が21人の生徒が居るんですよ。その生徒さんが福祉で面倒見てもらえれば、定数はいっぱい地方へ撒くことができる。多分そんな単純じゃないと思うけど。定数的な処理ではそういう話になりますよね。だから日本国民として、あるいは県民として、どう福祉と教育が切り分けしながらやっていくかというのは、非常に大きな話かなと思うんですけどね。18歳以上の人を、教育で見るかどうかという話ですよ。濱口校長が言われたように、引っ張り出すというようなことを、100回も200回もその地域を回ってすることが本当に教育なのか。志摩の片田小学校の全盲とか弱視の子へ指導の手をかけた方が、教育委員会なり教育の仕事ではないかとそんな感じがするんですよ。福祉の事情は分かりませんから、今この要覧を見せていただいて、そんなこと考えたんです。

( 委 員 )

本当に個人的な子のことを言っているんですけども、やはり天気の良いときはおじいちゃんを送って来られる。お天気が悪いと、ちょっと送るのが大変なので、「NPOで何とかやってあげよう」と言っても、「ちょっと待って」というようなこともあったりして、なかなか難しいんですよ。そういう市町に対しての県教委のご指導というのは、やっていただけるんですか。

( 事務局 )

現在片田小学校には知的障がいの学級しかありません。この方については、おそらくですが、そうした学級の中での指導と通常の学級の中での指導、この両方で現在支援をさせていただいている状況にあると思います。ただおっしゃってみえるような専門的指導がそこでいかになされるのかということについては、今後盲学校とも一度連携を図らせていただき、いろいろな形で支援できるような手立てを講じたいと考えております。なお全県下で申し上げても、現在弱視の学級の設置はない状況です。通級の指導の中で、1教室設置させていただいていますので、こうした対応等含めまして、検討させていただきたいと考えています。連携や指導のノウハウ等については、今後少し研究させていただき、地域で一緒に学んでいただけるような措置を作りたいと思います。福祉の方の話については、教育だけでできるものではありませんので、それぞれの役割分担と、ご協力いただくところについても、今後いろんな話し合いをさせていただきながら、積み上げの議論の中で解決を

図りたいと考えていますので、どうぞご協力よろしくをお願いします。

( 部会長 )

福祉の問題は福祉の方と検討していくということですね。

( 委 員 )

お互いの踏み込みが足りないんですね。はっきり言って。今のような議論が、教育振興ビジョンでもあり、福祉の方からも、もっと踏み込んだ当事者の視点に立った支援は何かということをお互いやらないと。お互い及び腰なんですよね。基本的に。

( 副教育長 )

教育の場面でも、確かに津に一つあるんじゃないかと、通える範囲に併設された所に3つぐらい、あるいは4つでも、伊賀にもあって、そういうところに教員を重点配置しながらやれると良いんですね。校長先生によると励まし合いがあるということですから、ちょっと広域的に、志摩と伊勢と度会ぐらいで、その3市町ぐらいであって。盲学校のセンター的機能はその代わりなくなりますよね、そこが辛いところなんですよね。それをどうするかという、また別の話が出てくるもので。今のままで、「少数者が放って置かれる」という、その辺りは教育としても考えていかなければいけないとこかなと思っています。

( 部会長 )

先日盲学校を見学させていただきました。私の感じたことは、生後から全く目が見えない子どもの場合は、光のある世界というものをイメージするのが、非常に難しい。教育には非常に高度な専門性が必要で、長い時間を必要とする分野なのだと思います。視力が少しある方は、地域の学校で教育を受けることは可能と思いますが、生後から全く見えない子どもに対しては、小さいときから専門的な教育が必要であると感じました。

( 委 員 )

義務教育からすると、そういう問題のある人は、より早期から関わって、その人たちが自立できるようにするべきだと思うんですよ。中途障がいの人とは違うんだと思うんです。中途障がいの人は福祉でやれば良いと思うんですよ。一回見えていた人、聞こえていた人たちの対応はまた違うので。見えない人に対しては奥行きだとかについては、それを言葉で結びつけるようにしなければ聞いても「分かんないな」と思うんですよ。そうだとすると、検査ができるわけだから、もう早くから取り組むことが大事で、やはり教育の早期の対応だと思うんです。それを義務教育につなげたら良いので、そこに力を注ぐために、福祉のこととちゃんと踏み込んでやっていただきたい。対象者が居ないから対応は必要ない、ということじゃないですよね。対象者が居ないのはみなさんが何ができるかが分からないままに、放って置かれているだけだと思うんです。それで気がついたら何もできないままだと思うんです。

( 委 員 )

名張市にも、小学校に、現在生まれながらにして目の見えない子どもが、一人の子は重度、一人は軽度の子が居るわけです。常に親の方からは、特別支援学校等、要望があがっているわけですが、私としても大変悩んでいるところでもあります。聞かせてもらったとおり数が少ないわけですし、それを本当にやっても、専門的にできる教員が居るかどうかという疑問もあって、子どもたちのために、それが良いかどうかということがはっきり言えないところがあるわけです。やはり義務教育の間の中でやらなきゃいけないことは、最大限やらなきゃいけないと思うので、巡回でもしながら、毎日とまでいなくても、何らかの方策を考えていくことは、その子への保障という意味では、100%とはいきませんが、必要ではないかと思っています。盲学校、あるいは聾学校といった、よりセンター的な、専門的な知識を持った人から、該当のところの教員なり保護者に研修する機会など、方策を考えていくべきではないかと思っています。そのまま「もう少ないし、遠い所だから仕方ないな」ということでは済まし難いと思うところです。

( 濱 口 )

全盲の方と、少し見える方では、全く違います。少しでも見えていると、非常に空間認識がしやすい。形の認識とか空間認識は、ぼやけていてもできるんですね。子どもなんかは、勉強して、自分が勉強して分かったという喜びを味あわせる手法というか、勉強する手段を保育園、幼稚園の時から身に付けさせておけば、小学校での勉強にずっと入っていくんだけど、全く見えない方というのはそれが分かってないもんだから、全部与えられてきているから、自分でアプローチして分かったという経験がない。道具をまず与えるというのが難しいんですよ。それを作ってあげることが難しいんですよ。そこが専門性ですね。

( 部会長 )

ありがとうございました。今日は寄宿舍のことが審議できなくて、誠に申し訳ありません。

最後に、特別支援学校訪問のことについて、事務局の方から提案とご説明をお願いしたいと思います。

( 事務局 )

資料の一番裏のところに参考資料という形で付けさせていただいたんですが、委員のみなさまには、一度学校の方を見ていただければということで、取り敢えず10月15日の木曜日にいかがでしょうか、という提案です。皆様のご都合を後日また聞かせていただいて、みなさんの都合があまりにも悪いということであれば、また相談をかけさせていただいて、日時調整をさせていただくこともあるか分かりませんが、よろしくをお願いしたいと思います。目的地については、ここに書いてあるとおりです。以上簡単ですけれども、提案を終わらせていただきます。

( 委員 )

目的は何でしょうか。

( 事務局 )

寄宿舍のことも是非一度見ていただきたいということです。寄宿舍だけであれば中勢の方でというのも考えましたが、松阪、南勢志摩の整備のことも含めて、一度わかばの方を見ていただこうと、それから度会の方も見ていただこうと考えました。ご希望として中勢地域の方が委員のみなさんで多ければ、また目的地も変えさせてもらうことは可能です。

( 部会長 )

それでは、次回は寄宿舍のことも討議に入るという考えでよろしいでしょうか。

それから引き続き次回も、今後の特別支援教育のあり方についてということで議論しますので、幼稚園や高等学校のあり方も含め、全般的な討議を致しますので、よろしくをお願いします。また特別支援学校については、東紀州くろしお学園の地域についての審議が予定されておりますので、こういった内容について、またご要望がございましたら、事務局までお願いしたいと思います。最後に事務局の方から。

( 事務局 )

本日は熱のこもったご議論をありがとうございました。事務局の不手際で、大変欲張って中身をたくさんに出させていただきました関係で、大変ご迷惑をお掛けしました。次回のご議論の中で寄宿舍のことも、またご意見を頂戴したいと考えておりますので、すいませんがどうぞよろしくお願いします。

また次回は10月26日月曜日、場所はここと同じでございますが、午前9時半から始めさせていただきますので、お忙しい中でございますけれども、どうぞよろしくお願いします。

別紙で、本日欠席の委員のみなさんのご意見を聞かせてもらったのを配らせていただいておりますので、それは意見をいただいたという形で、採用したいと思います。それから委員のみなさまには、封筒で前回会議の議事録を配らせていただいております。間違いがないかということをご確認頂きまして、25日までにお知らせいただければと思っております。

これをもちまして第2回の部会の方、閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

( 閉 議 16時00分 )